

令和元年6月28日現在

機関番号：32658

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K07920

研究課題名(和文) アフリカにおける土地制度改革の社会制度・システムに与える影響に関する研究

研究課題名(英文) Impacts of Land Reform on Social Institution in Sub-Saharan Africa

研究代表者

松田 浩敬 (Matsuda, Hirotaka)

東京農業大学・農学部・准教授

研究者番号：50451901

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ルワンダ農村部を対象に土地制度改革の社会制度・システムへの影響について明らかにすることを目的とする。本研究により、個人の土地に関する所有権の強化や、リネージから核家族への移行が、従来の伝統的社会制度に基づく資源の共同所有・利用を困難にし、個々の世帯がそれぞれで対応せざるを得なくなり、各家計の資源制約がより一層厳しくなったことが明らかとなった。各家計は、近代避妊法により家計規模の抑制を試みるものの、その副作用による女性の労働投入の減少と、その代替手段としての男性の労働投入の増大、完全に代替されない場合の農業生産量の減少や子どもの栄養状態の悪化などが生じていた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでの貧困緩和を主目的とした開発戦略や人口政策は、往々にして近代西洋的制度や価値観に基づいてきた。本研究が対象としたルワンダは、アフリカの奇跡と呼ばれる高い経済成長率と目覚ましい経済発展を遂げてきたとされる。その評価の背景として、ドナーの意向を反映してきたことが挙げられる。しかしながら、本研究で明らかとなったように、それらの評価基準では顕在化しない、当該社会の伝統的社会制度から近代西洋的社会制度へ移行することによる問題が生じる可能性がある。本研究は、画一的になりがちな開発戦略に関して、当該社会のコンテクストの理解の必要性を示唆するものである。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research reveals an impact of land reform on traditional social institution and system of rural area of Rwanda. Because of introducing westernized land reform policy to enhance individual property rights for land and transforming traditional family system, lineage, to westernized family system, a nuclear family, it becomes difficult for them to common use of resources in the household. They must deal with resource constraints by each household. In other word, they must face severer resource constraint than before. Many of them try to control scale of family by modern contraceptive method. However, side effects are found by using hormonal contraceptive methods under high probability. As a result, labor input of female for farming and reproductive activities decrease. Although males can be an alternative measure of it, agricultural production in the household decrease and health status of children become worse when they cannot replace of it, perfectly.

研究分野：開発経済学

キーワード：ルワンダ 土地制度改革 家族制度の変容 社会制度の変容 サブ・サハラ・アフリカ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

開発途上国において人口の大部分を占める農業者、特に貧困層に分類されるような小規模農家にとって、農地を中心とした土地はその生存に直接かかわる。農地改革を含む土地制度改革は土地に関する代表的な政策である。土地制度改革の施行は、農地の再分配を通じて小作農を自作農化し、それらの農家に、所有する農地の整備や適切な肥培管理などのインセンティブを与え、土地生産性を上昇させる。また、土地制度改革を通じた所有権・利用権の明確化により、土地市場の確立と土地取引の活発化が期待される。これにより、相対的に高生産性あるいは高利潤を達成する農業者への土地の集積が起こり、規模の経済によるさらなる農業生産性の向上へとつながる。結果、農産物価格の下落と、都市部や工業部門の非農業労働者への安価な食料の供給により、工業部門の発展に貢献する。

以上のような理論的な背景に加え、日本、韓国、台湾等での農地改革の成功経験により、様々な開発途上国で土地制度改革が実施された。しかしながらそれらは全て失敗、もしくはきわめて限定的な効果しか持たなかった。土地制度改革は、社会制度・システムの大きな変革を伴う。これを短期的に実現するためには、革命もしくはそれに準ずるいわば社会革命が必要となる。また、たとえ成し遂げたとしても、それが既存の社会制度・システムに与える影響も非常に大きい。しかしながら、土地制度改革が開発途上国の既存の社会制度・システムに与える影響について定量的に分析した研究は散見されない。

本研究は、アフリカ大湖地域に位置するルワンダ共和国(以降、「ルワンダ」と呼称)を対象とする。ルワンダに限らず、アフリカの多くの国では、歴史的経緯により、一片の土地に複数の権利が重層的に存在しており、1) 社会制度・システムに基づく社会関係が土地に反映されている。その社会の社会制度・システムに土地所有・利用が大きく依存しているのである。さらにアフリカに共通する土地を巡る諸問題として以下の二つが挙げられる。すなわち 2) 土地紛争の頻発、3) 土地制度改革による既存の社会制度・システムの変容、である。1) ~ 3) に加え、アフリカの土地問題において最も特徴的な事象として、武力紛争により発生した 4) 難民の帰還とそのための土地の確保、が挙げられる。2) ~ 3) は極めて政治的な問題である。1) に挙げたように土地には社会制度・システムが反映されていることから、土地に関する政策を施行した結果、既存の社会制度・システムが大きく変容することが考えられる。それは、土地所有権・利用権の個人への帰属により、土地を通じた伝統的な共同体の存立やそれに付随した相互扶助システムの維持を危うくするなど、必ずしも良い結果を生むとは限らない。

ルワンダは、先に挙げた 1) ~ 4) 全てを経験しており、他のアフリカ諸国に対する豊富なインプリケーションを有する。ルワンダは、1962 年のベルギーからの独立と相前後して、特に、1959 年のいわゆる「社会革命」以降、フツとツチの二部族による対立が激化し、武力衝突の頻発から内戦、さらには 1994 年のフツによるツチの大虐殺を経験するに至った。この背景として、植民地時代から続く、アフリカで最も稠密な人口密度を生じさせる狭隘な土地と、社会的ヒエラルキーを反映した土地所有形態、それらに起因する激しい土地紛争が指摘できる。加えて内戦および虐殺による膨大な数の難民の断続的な帰還と居住者との間の土地紛争が生じた。

2. 研究の目的

以上より、本研究は、ルワンダを対象に土地制度改革の社会制度・システムへの影響について明らかにし、制度設計および効果的な貧困緩和戦略について考察を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、ルワンダ・東部県・カヨンザディストリクト・ルカラセクターおよび同ムイリセクターを対象とする。東部県は、歴史的に人口密度が低く、他地域からの人口流入が生じていた。また、1994 年の虐殺を含む武力紛争による難民の主な帰還先でもある。これまでの調査から、ルカラセクターには、国内外からの継続した人口流入により、現在、他地域同様、新規流入者のための土地はほとんどないことが明らかになっている。これに対して、ムイリセクターは、2006 年に、帰還民のために隣接するアカゲラ国立公園を開放するなどしたため、相対的に人口密度が低く、保有する土地規模が大きい。両地域の差異は人口稠密に至る時系列的な段階の差異と仮想することができ、両地域を対象とすることで、それぞれの段階における土地制度改革の社会制度・システムに与える影響を明らかにすることができる。

4. 研究成果

(1) 社会制度の変容

ルワンダの土地制度あるいはそれを通じた社会制度を変容させるものとして、まず「ルワンダの土地の利用と管理を定める 2004 年 7 月 14 日付基本法 No. 08/2005(以下、「2005 年基本法」とする)が挙げられる。2005 年基本法の特徴は、土地登記と生産的利用の義務化、それらに違反した場合の土地の接収・没収が規定されたことがあげられる。また小規模な土地区画の統合促進や 1ha 以下の農地の分割が禁止されるなど、農地の合理的かつ生産的利用を促すための規定が厳格化されたと解釈できる。さらに、2005 年基本法では、女性の土地に関する権利が明示的に認められた。2005 年基本法のもう一つの大きな特徴として、1994 年の内戦、あるいは大虐殺を頂点とする、1959 年のいわゆる「社会革命」以降、続発する衝突や内戦により生じた国外への人口流出、すなわちトゥチ系難民がルワンダ国内に帰還した際の土地の分有(Land Sharing)

を法制度化したことがあげられる。帰還民が国内に帰還した際、元の土地所有者と帰還民との間で軋轢が生じた場合、対象となる土地を所有権も含め分割する、というものである。2005年基本法に限らず、ルワンダ政府は、集合住宅の建設等を実施していた。

ルワンダに限らず、開発途上国農村部は土地に生計のほとんどを依存しており、それらを巡る制度等の変更は、当該社会の制度・システムの変容を生じさせる。2005年基本法、およびそれに引き続いた「ルワンダの土地を律する 2013年6月16日付法 No. 43/2013 (以下、「2013年基本法」とする)」は、それらの社会制度・システムの変容の一つの到達点であると考えられる。2005年基本法以前にも、ルワンダ農村社会の社会制度・システムを変容させるような制度変更がなされている。その一つとして、1996年末の旧ザイール(現:コンゴ民主共和国)からの大量の帰還民の受け入れに端を発する集村化政策がある。従来、農家世帯は、住居と耕作地が近接しており、それぞれが散らばって居住していたが、それを集住させ、村として再編成したものである。これは、帰還民の増加による住居需要の増加への対応と、人口圧による土地規模の縮小、および同じ土地を集約的に使用した結果の農業生産の低下への影響を緩和するためのものであった。

「婚姻制度・自由・相続法 1999年11月15日付基本法 No. 22/1999 (以下、「婚姻制度・自由・相続法」とする)により、女性の土地相続権と所有権が認められるようになった。ルワンダ社会では、土地の相続に関しては、男子均分相続が原則であったが、特に大虐殺後、夫を亡くした女性の世帯主が増加したことから、そうした世帯の経済的な再建のために、女性にも平等に権利を与える必要性が生じたことが背景にある。適用に当たっては、法律上婚姻関係になければならず、婚姻手続きを踏まずに「夫婦」として暮らすルワンダ人も多く、実際にどれほど機能しているかについては注意を要する。

以上のように、ルワンダは、サブ・サハラ・アフリカの国々を含む開発途上国の農家世帯が、主に生計を依存するとともに、その社会制度・システムの基盤である土地に関する制度改革を実施してきた。また同時に、女性の権利強化も行っており、これについても伝統的なルワンダ社会の価値観とは異なるものである。その性格は、いわゆる近代西洋の制度・価値観の導入であり、端的には個人の所有権の強化といえる。

(2) 社会制度の変容と家計の資源制約の増大

ルワンダ社会は、伝統的に複数の世帯の集合体であるリネージを基本としていた。リネージ内では生計手段や規範が共有され、特に土地の分配などの資源配分および、子どもの扶養はリネージ内で完結していた。しかしながら 1988年に制定された家族法(The Rwanda Family Code)により、核家族が世帯の基本単位となった。(1)で述べた 2005年基本法、2013年基本法、婚姻制度・自由・相続法等の制度の導入や集住化政策などにより、個人の土地所有権が強化されるとともに、それまでのリネージから核家族へと家族制度が変容することで世帯当たりの土地規模が縮小することとなった。個人の土地所有権の強化やリネージから核家族への世帯単位の変容は、近代西洋の制度・価値観の導入であり、ルワンダ社会の価値観や社会制度・システムの変容を意味する。さらに、これらに加え、ルワンダはサブ・サハラ・アフリカの中で最も高い人口密度となっており、自然増加により人口圧が高い。また先述のように、1994年の大虐殺を頂点とする 1959年の「社会革命」以降続発する暴動や内戦により生じた国外への避難民の帰還は、この人口圧の上昇を加速させた。これにより先に示したルワンダ社会制度の変容とそれに伴った世帯当たり土地規模の縮小、すなわち農村部のほとんどの世帯が生計を依存する資源に関する制約が増大することとなった。

ルワンダにおける世帯ごとの耕作地の規模は、1960年には平均 2ヘクタールであったのが、1984年の 1.2ヘクタール、1990年の 0.7ヘクタール、2001年には 0.5ヘクタールまで縮小している。2010-11年に実施された EICV3では、世帯当たりの耕作面積の平均は 0.59ヘクタールであった。県別では、北・西・南部州の県について、世帯当たりの平均耕作面積が 0.25から 0.6ヘクタールが多くみられるのに対し、本研究が対象とする東部州では、0.75から 0.95ヘクタールと最も世帯面積が大きい。歴史的にも東部州は、人口密度が低かったが、国外からの帰還民、あるいは国内他地域からの移住に対応し、タンザニアと国境を接する国立公園が開拓地として分配されたことにより、他地域よりも世帯当たり平均耕作面積が大きくなっている。本研究の対象村落があるカヨンザ県は、0.82ヘクタールと、東部州の中でも世帯当たり平均耕作面積は大きい。しかしながら、いずれにしてもルワンダにおける世帯の平均耕作面積は、狭大な国土に対する高い自然増加率、および帰還民の流入により縮小していることが明らかとなった。

これらの状況に加え、先に示した近代西洋の制度・価値観に基づく個人の土地に関する所有権の強化、さらにはリネージから核家族への移行が、従来の伝統的社会制度に基づく資源の共同所有・利用を困難にし、個々の世帯がそれぞれに対応せざるを得ない状況となり、各世帯の資源制約がより一層厳しくなったことが指摘できる。

(3) 家計内の労働配分の変容

本研究の調査対象地であるルワンダ・東部県・カヨンザディストリクト・ルカラセクターおよび同ムイリセクターで聞き取り調査を実施したところ、労働時間に余剰があり、農業へのさ

らなる労働投入のインセンティブがあるにも関わらず、急激な人口増加に伴った一戸当たり土地資源の減少のため、それが叶わない状況が明らかとなった。

また、(2)で示したように、土地を中心とする家計の資源制約の根本は、自然増加率と帰還民の流入による高い人口増加率にある。ルワンダ政府は、人口政策を最も優先度の高い政策と位置づけ、家族計画プログラムを強力に推進した。その一つとして近代避妊法、特に、避妊注射やインプラント等のホルモン由来の避妊法の導入・普及を図った。しかしながら、それらホルモン由来の避妊法による副作用が、一定割合で使用者に生じており、その結果、母親の労働に影響することとなる。その結果、父親の労働配分も変化せざるを得ない。これに対して家計は対応の方法によって以下のように分類される。すなわち、1)母親の労働時間の減少に対応しない、2)父親が母親の労働時間の減少を補う、3)賃金労働者等を雇用し母親の労働時間の減少を代替する、である。一般的な対応としては、1)と2)である。3)に関しては、当然のことながら家計の裕福度による。本研究における調査対象地であるルカセクター、およびムイリセクターでは、ほとんどが1)と2)により対応していた。調査対象地を含むルワンダ農村部では、ほとんどの家計が農業に依存した自給自足的な生計を営んでいる。1)と2)特に1)の場合、農業生産量の減少を生じさせる。またこの場合、母親の労働時間の減少が原因であることから、父親の場合に比して子供への資源配分への影響、あるいは子供の栄養状態への影響は大きなものとなる。一方で、2)の場合であっても父親が必ずしも母親の労働を完全に代替できるとは限らない。特に子どもの世話や家事等に関しては代替できない場合が多い。これは調査対象地においても観察された。

さらに、1)と2)では、父親が母親の副作用の状況に理解を示さず、怠惰である、あるいは副作用があっても農作業に参加すべき、といった考えを抱くことがある。これは、結果として、副作用そのものを回避することも含め、避妊そのものをやめることにつながり、望まない妊娠による家計規模の増大、家族一人あたりの資源配分量の減少に直面することとなる。実際、調査対象地では、こういった状況にある家計が少なからず確認された。すなわち(2)で明らかにしたような近代西洋の制度・価値観に基づく制度の導入による伝統的な社会制度・システムの変容と高い人口増加率による資源制約の増大に対応するために実施したホルモン由来の近代的避妊法の実施が、結果的に夫婦間の労働配分の変化や望まない妊娠により、さらにその家計の資源制約を増大させる結果となっていることが明らかとなった。

(4) まとめ

以上より、本研究の対象地であるルワンダ農村部では、開発戦略、あるいは貧困緩和戦略において一般的に採用される、近代西洋の制度・価値観に基づく土地制度や家族制度、端的には女性も含む個人の土地に関する所有権の強化や、複数の世帯の集合体であるリネージから核家族への移行が、従来の伝統的な社会制度に基づく資源の共同所有・利用を困難にし、個々の世帯がそれぞれで対応せざるを得ない状況となり、各家計の資源制約がより一層厳しくなったことが明らかとなった。また、このような状況下で、各家計は、ルワンダ政府による強力な推進もあり、ホルモン由来の近代避妊法により家族計画を実施し、家計規模の抑制を試みるものの、その副作用による女性の農業や家事、子供の世話等への労働投入の減少と、その代替手段としての男性の労働投入の増大、完全に代替しきれない場合の農業生産量の減少や子どもの栄養状態への悪影響などが生じていることが明らかとなった。また、それらの副作用やそれに付随した夫婦間の不和等により避妊をやめ、結果的に望まない妊娠が生じることで家計規模が大きくなる、すなわち家計の資源制約がより増大するといった事例がみられた。ホルモン避妊法の実践に伴う副作用への解決策として男性用コンドームの利用が考えられるが、ルワンダでは、男性用コンドームは、性感染症対策として導入された経緯から、売春等性感染症の疑いがある場合のみ使用されるものとする、いわばスティグマが形成されていた。

<引用・参考文献>

- Hoff et al., *The Economics of Rural Organization; Theory, Practice, and Policy*, Oxford University Press, New York, 1993
- 近藤有希子、沈黙のなかの親密性 ルワンダ南西部における「家族」の再編過程をめぐって、*アフリカ研究*、88、2015、13-28
- 武内進一、独立後ブルンジ、ルワンダの土地法制、武内進一編、*アフリカの土地と国家に関する中間成果報告 調査研究報告書*、アジア経済研究所、2014、218-274
- 吉田、*アフリカの農業と土地保有*、アジア経済研究所、1975

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 1件)

- Yanagisawa, A., Sudo, N., Amitani, Y., Caballero, Y., Sekiyama, Y., Mukamugema, C., Matsuoka, T., Imanishi, H., Sasaki, T. and Matsuda, H., Development and Validation of a Data-Based Food Frequency Questionnaire for Adults in Eastern Rural Area of Rwanda, *Nutrition and Metabolic Insights*, 9, 2016, 31-42. [査読あり]

〔学会発表〕(計 9 件)

Shimamura, Y., Matsuda, H., and Abaho, T., Social and Cultural Barriers to Condom Use: A Case Study of Eastern Province of Rwanda, International Conference on Family Planning 2018, 2018.

島村由香・松田浩敬、家族計画と性感染症対策：二つの保健政策の不整合性 ルワンダ共和国を事例として、国際開発学会、2018.

島村由香、ルワンダの家族制度と出生意欲、人口学研究会、2018.

島村由香・松田浩敬、ルワンダの人口変動と土地政策：東部州を事例して、日本人口学会、2018.

Shimamura, Y., Matsuda, H., Sekiyama, M., Abaho, T., Aoun, N. and Geetha, M., Contraceptive Use in the Rural Economy: A Case Study of Eastern Province of Rwanda, International Population Conference, 2017.

Matsuda, H., Shimamura, Y., Aoun, N., Geetha, M., Sekiyama, M. and Abaho, T., Dynamics of bargaining power for contraceptive use and Intra-household resource allocation in the rural household of Sub-Sahara Africa - A case study in rural area of Rwanda-, International Population Conference, 2017.

Matsuda, H., Shimamura, Y., Aoun, N., Geetha, M., Sekiyama, M. and Abaho, T., Impact of intra-household resource allocation on bargaining power for contraceptive use in the rural household of Sub-Sahara Africa: A case study in rural area of Rwanda, AAEA Annual Meeting, 2017.

島村由香・松田浩敬、開発途上国における農村家計の避妊行動が資源配分に及ぼす影響 - ルワンダ共和国東部州を事例として--、日本人口学会 69 回大会、2017.

島村由香・松田浩敬・関山牧子・アバホ=シオジニ・アオン=ナエル・モハン=ギータ・松岡拓也・佐々木貴代、サブ・サハラ・アフリカ農村部における家族計画サービス普及に伴う課題：ルワンダ東部を事例として、日本熱帯医学会大会・日本国際保健医療学会学術大会・日本渡航医学会学術集会合同大会、2017.

〔図書〕(計 1 件)

Matsuda, H. and Sekiyama, M. eds., Springer, Intra-household Resource Allocation and Poverty Alleviation: Sustainable Livelihood of Household in Rural Area of Sub-Sahara Africa -A Case Study in Eastern part of Rwanda-, 2019.

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：島村由香

ローマ字氏名：SHIMAMURA Yuka

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。